

○佐々木功悦副委員長 続いて、社民フォーラム県議団の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて十分です。岸田清実委員。

○岸田清実委員 令和三年度原子力総合防災訓練が二月にありましたけれども、それについての実施成果報告書が出されております。この報告書に基づいて、質問いたします。

初めに、登米総合体育館の会場における資機材のセッティングについて、報告書には記載されておりませんが、聞くところによると、前日に二時間かけてセッティングしたと、当日は朝に一時間の打合せをして、十五分前に準備が終了したということのようです。二レーンの設定には、この程度の準備及び打合せが必要なのか、伺います。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 避難退域時検査等場所の設置には、車両用ゲート型モニターをはじめ、新型コロナウイルスの感染対策を施しながら仮設テントや机、照明器具、荒天時対策の装備等を設置した上で、案内看板の表示、検査や簡易除染スペース、入退出ルート等を仕切るカラーコーンの配置等の準備が必要となります。今年二月の訓練では二時間程度で設営しておりまして、同じ二レーンの検査等場所の設営には、同程度の時間で設営できると考えております。また、事故の進展状況の説明や一連の手順確認、こういったものの事前打合せは非常に大事でございます。今年二月の訓練では、一時間程度で終了しております。今後も迅速かつ効率的な避難退域時検査の実施に向けまして、訓練を通じて設営や打合せの時間の短縮、精度の向上に努めてまいります。

○岸田清実委員 その前提の上で、幾つか伺います。

この報告書の中でこういう記載があります。「屋内退避は、プルームを避けるためのものであり、一時移転は沈着した放射性物質から長期間の被曝を避けるためのものであるため、一緒に議論するべきものではない。したがって、プルーム被曝のおそれがないれば、早めに屋内退避を解除すべきであり、長時間（二日を超えるような）の無用な屋内退避は避けるべきである。」つまり、放射性プルームが来て、その間被曝を避けるために屋内退避をする。しかし、プルームが過ぎたら、できるだけ早めに一時移転すべきだと、このことを混同しちや駄目だと、これは官邸でこういう議論があったようですが、この認識は県も同じでよろしいですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 国が策定した原子力災害対策指針では、放射性物質を含む空気の塊、委員はプルームとおっしゃいましたけれども、プルームが周辺地域へ拡

散している際に、その影響を避けるために屋内退避を行うものとされており。また、一時移転はそうではなく、浮遊する放射性物質が通過した後に、雨などにより地表等に落ちた放射性物質からの影響を避けるために行うものとされておりまして、緊急時モニタリングの結果から、毎時二十マイクロシーベルトを超えた場合に、一週間程度以内に行うとされており。本県では、この考え方に沿って、「宮城県地域防災計画原子力対策編」や「女川地域の緊急時対応」において、具体的な対応を定めているところでございます。

○岸田清実委員 福島第一原発の事故の経過を振り返ると、飯舘村などの帰還困難区域、福島第一原発から北東方向に細長く延びた帰還困難区域ができたのは三月十五日、二号機の圧力が抜けて強い放射能が放出されたことによるものです。そのときの風向きは、十五日の十一時では北北東だったのですが、十三時には東風になって、十四時には東南東に変わりました。これによって汚染されているわけです。そして、飯舘村には十四時で〇・一四マイクロシーベルトだったものが、十六時で二十二・七〇マイクロシーベルト、最高値が十八時二十分で四十四・七〇マイクロシーベルトになりました。そして、約一時間半後、中通りを抜けて福島市に行くと、最高値が十九時三十分の二十四・〇八マイクロシーベルトということで、一時間半の時差で福島に抜けていったわけです。そして、最高値を経過すると数時間のうちに下がってくるので、その風が三月十六日の午前二時に収まるというのが経過です。国の原子力災害対策指針で言えば、プルームが過ぎ去ったら、不要な被曝を避けるためにできるだけ早く一時移転に移るべきだというのが国の考え方です。だとすると、この福島第一原発のような特に強い放射能プルームが流れた三月十五日を考えると、風向きは常に変わってくるわけですから、屋内退避についても実測値に基づいて、その風向きを考えながら指示をして、それが通り過ぎたらできるだけ早く一時移転の指示を出すべきである、こういうことになると思うのですが、いかがですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 原子力災害時には、国の指揮の下で緊急時モニタリングを行い、国、県、電気事業者等が施設の状況やそれぞれのデータ、先ほどの風向きなどもありますが、そういったものを共有して、それらの値から浮遊する放射性物質の飛散方向、範囲、移動速度などを確認して、放射性プルームの所在を想定いたします。緊

急時モニタリングにおきましては、通常のモニタリングポストに加え、大気モニター、可搬型モニタリングポスト、モニタリングカーなどを使い、より精度の高いモニタリングを行います。一時移転の実施に当たりましては、国の原子力災害対策本部が原子力災害対策特別措置法に基づき、こうした状況を分析、検討して総合的に判断し、自治体に指示することとされております。

○岸田清実委員 さつき言ったように、三月十五日の午前中の風向きは北北東、海側に出る方向で、午後になって陸側の奥のほうに風向きが変わるわけです。このように風向きが変わっていくのを見ながら、屋内退避と一時移転の指示をしなければならぬわけです。そのときに、先ほどの一問目に戻りますが、資機材の準備に二時間、打合せに一時間、それ以外にも、そこに参集するまでの時間も必要なんです。あるいは、資機材を運び込む時間も必要になってくる。三月十五日の福島第一原発での帰還困難区域ができたときの時系列を見れば、本当にそういう作業が間に合うのかという疑問が出てきますが、どうですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 原子力災害時におきましては、その初期段階から、様々な段階がございます。すぐに水素爆発ということではなく、原子力発電所の状況によってリスクが明らかになり、それを我々が知り、それに備えるという段階がございます。そういった段階を踏まえまして、先ほど委員がおっしゃったような資機材の整備、場合によっては他県からも調達しなければなりませんので、時間をきちんと制限して用意をし、人を集め、避難退域時検査等場所を設置することになります。その後、実際に放射性物質が出たときについても、すぐに設置場所が必要になるのではなく、まずは屋内退避ということになりますので、その間を利用して避難退域時検査等場所を設置することになります。

○岸田清実委員 ですから、屋内退避の意味と一時移転の意味は違うというのは先ほど確認しました。放射性プルームが過ぎたら、できるだけ早く一時移転に移行すべきだということですね。放射性プルームが過ぎても準備が間に合わなければ、そのまま屋内退避を継続するよう住民に指示するのですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 そういう順序にはならないと思います。緊急時モニタリングを行い、それから場所の選定を行い、そして、国のほうで一時移転を決める間に、

避難退域時検査等場所を設置できると考えております。

○岸田清実委員 福島第一原発事故という事実があるわけですから、その経過も含めて、しっかりシミュレーションをすべきではないですか、知事どうですか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 毎年訓練を実施しまして、足りないところについては、きちんと改善できるようにしております。引き続き、しっかり検討してまいります。